

様式 2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	山梨県立美術館
契約締結年月日	令和 6 年 1 0 月 3 1 日
契約者名	株式会社テレビ山梨
契約名	山梨県立美術館所蔵作品デジタル撮影等業務委託
契約金額（税込み）	8, 0 0 0, 0 0 0 円
随意契約理由	(1) 美術館が所蔵する作品を高精細画像で撮影し、デジタル化することにより、新たな鑑賞や体験の機会を創出することで、美術館の新たな魅力を発信する。 (2) 高精細画像の撮影は、ミリ単位の機材使用やデータ処理まで非常に高い技術を求められるものである。高性能のカメラの操作やライティング技術、ステッチ処理まで、安定した技術力が必要となる。 (3) 高精細画像撮影は令和 2 年度～4 年度はプロポーザルを経て、令和 5 年度は随意契約により、(株) テレビ山梨が担ってきており、高い技術力が認められている。7,000～10,000dpi もの超高精細画像を撮影することができたのは、高性能のカメラと、同社独自開発のモーションコントロールシステム（Moccos）を組み合わせることで撮影したためであり、同等のものを他社で運用することは極めて困難である。 (4) (3) の機材及び技術では、カメラと作品との距離を検出し、わずか数センチのカメラ移動も自動で行うことができる。また、撮影の非常に重要な要素であるライティングの制御とも連動しており、数センチ単位の撮影を繰り返すことで、7,000～10,000dpi もの超高精細画像を撮影することが可能となる。 さらに、撮影された数百枚の画像データをつなぎ合わせるステッチと呼ばれる高い技術力を要する作業が必要であり、これについても同社において対応ができる。 (5) 完成品は美術館内で展示するため、画像データ等に支障等が生じた場合は、早急に対応する必要があり、迅速な対応が可能な県内業者と契約することが得策である。 以上から、本業務委託契約においては、過去 4 年間の実績があり、超高精細画像の撮影が可能である独自開発した本システムを有する県内唯一の業者である (株) テレビ山梨に依頼することで、高レベルな撮影が実施できる。 また、過去と同水準の画像を制作することで、既に当館が有している高精細画像と合わせ、効率的かつ画一的に管理していくことが可能となる。 以上のことから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき随意契約とし、また、山梨県財務規則第 1 3 7 条第 3 項の特別な理由に該当するため、見積合せを省略する。
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号 山梨県財務規則第 1 3 7 条第 3 項